

◆◆関東地方整備局の動き◆◆

1. 「やんばツアーズ」終了のお知らせ ～2019年度下半期のダム見学会は“地元が主役”へ～

八ッ場ダム工事事務所

八ッ場ダム工事事務所では、建設中のダム工事現場を見学することができる、日本一のインフラ観光ツアー「やんばツアーズ」を2017年4月より開催しておりましたが、地元の道の駅「八ッ場ふるさと館」による有料のダムツアーが開催されていること、加えてこの10月より長野原観光協会主催の有料ツアーが開始されることに伴い、9月末をもって終了させていただきます。

ダム建設工事も順調に進み、今年6月には、ダム本体のコンクリート打設が完了を迎え、この秋には試験的に水を貯める試験湛水が開始される予定です。

“いまだけ・ここだけ・あなただけ”のキャッチフレーズを掲げて「やんばツアーズ」を開始して約2年半となりました。予約不要型のぷらっと見学会、大人気のナイトツアー、コンシェルジュがわかりやすく説明してくれる団体ツアー等、常に進化を目指し、多彩なダム見学会を開催してきましたが、初年度は対前年度比約10倍の約2万9千人、昨年度は約5万5千人(同約20倍)という多くの方々に参加いただいたことに深く感謝申し上げます。

現在、国土交通省では、インフラを観光資源としたインフラツーリズムの取り組みを各地で展開しております。当事務所では、今後も地元の地域活性化に向けた取り組みをしっかりと支援してまいります。

今後も、是非、八ッ場地域にお越しいただき、地元主催のツアーはじめ、魅力いっぱいのこの地域を楽しんでいただきますようお願いいたします。

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [915 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページをご覧ください

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/yanba_00000087.html


2. 東京2020オリンピック・パラリンピックに向けた水の安定供給のための渇水対応行動計画を策定

関東地方整備局
河川部

東京2020オリンピック・パラリンピックに向け、限りある水資源のより一層効果的かつ計画的な活用を推進し、渇水が予測される場合でも水の安定的な供給を行うための「東京2020オリンピック・パラリンピック渇水対応行動計画」を策定しました。

本行動計画については、今後適切に対応し、実施状況を確認しつつ必要に応じて見直しを行ってまいります。

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [2022 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/river_00000463.html

3. 『TEC-FORCE 高度化プラン関東 Ver.01』 ～TEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊)の体制・機能を強化～

関東地方整備局
総括防災グループ

首都直下や南海トラフ等の地震の発生や、異常気象による水害の頻発化・激甚化など、大規模自然災害が懸念されているため、防災体制の充実・強化として、TEC-FORCE の活動について、研修・訓練の充実、高機能部隊の編成、効果的広報の実施など3つの柱と7つの取組みを推進します。

I. 人材育成・連携強化

1. 人材育成のための研修・訓練の充実
2. 関係機関(建設業界等)との連携強化

II. 活動機能の充実・強化

3. 新たな装備品・新技術の導入
4. 高機能部隊の編成

III. 広報力の強化

5. 活動記録の充実
6. 効果的広報の実施
7. 関係機関(マスコミ等)との連携

※TEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊)は昨年創設10周年を迎え、活動状況を下記URLに掲載しておりますのであわせてご覧ください

〈国土交通省ホームページ掲載先:

<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/pch-tec/index.html>〉

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [604 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/bousai_00000004.html

4. 太平洋岸自転車道のナショナルサイクルルート指定を目指します ～『太平洋岸自転車道ナショナルサイクルルート指定推進協議会』設立～

関東地方整備局
道路部
千葉県
神奈川県

政府の自転車活用推進本部において「ナショナルサイクルルート制度」が創設され、太

平洋岸自転車道については、協議会を設立して更なる取組を進め、速やかな指定を図ることとされたところです。

これを受け、関係する国の機関及び地方公共団体により太平洋岸自転車道ナショナルサイクルルート指定推進協議会を設立し、以下に示すハード・ソフトの取組を2020年までに完了させるとともに、その他必要な取組についてのアクションプランをとりまとめ、その進捗管理を行っていくこととします。

『太平洋岸自転車道ナショナルサイクルルート指定推進協議会』

1. 構成機関

国土交通省 関東・中部・近畿地方整備局

千葉県、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、静岡市、浜松市

2. 主な取組内容

- ・ 自転車通行空間を整備
- ・ 分岐部等における路面表示・案内看板の設置
- ・ 鉄道駅などにおけるレンタサイクルや着替え場所等の整備
- ・ サイクルステーションの整備
- ・ 日英2か国語以上でのホームページ、サイクリングマップでの情報発信

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [949 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページをご覧ください。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/road_00000265.html

5. “地域インフラ” サポートプラン関東 ～「技術者スピリッツ」紹介～

関東地方整備局 企画部

関東地方整備局では、年間約1,200件の工事を行っています。私どもは、これまで工事の目的や出来上がった際の効果を中心に広報してきました。建設工事は、いわゆる一品生産です。各現場では、品質が良く、地域の方に末永く使ってもらえるものを作ろうと技術者が日々努力をしています。世界に一つだけの工事に携わる技術者に光をあて、関東地方整備局ホームページ (http://www.ktr.mlit.go.jp/gi_jyutu/index00000022.html) にて紹介しています。

(現在、292話まで掲載中)

是非ご覧ください、「喜ばれるものを作る」奮闘する技術者の魅力が伝われば幸いです。

詳しくは、関東地方整備局ホームページをご覧ください。

http://www.ktr.mlit.go.jp/gi_jyutu/index00000022.html

◆◆国土交通本省の動き◆◆

1. 大規模地震時の円滑な被災宅地の危険度判定にむけて

～「広域支援マニュアル」及び「情報共有マニュアル」の策定と公表～

- 北海道胆振東部地震等、地震時には多くの宅地被害が生じます。特に、広域な被災の場合は、2次災害防止や復旧に向け、迅速に被災宅地危険度判定体制を整え、判定を進めることが大切です。
- 国において、北海道胆振東部地震から1年経過する前の8月22日に、広域に被災した場合に備えて、
 - (1)地震発生後に、直ちに、被災宅地数を推計し、それをもとに必要な判定士を算出することや、判定活動をどのエリアから着手すべきかの判断方法を示した「被災宅地危険度判定広域支援マニュアル」
 - (2)被災者が、復旧の目安に活用したり、被害状況の一覧性をもった整理が可能なよう、汎用性のあるGISのデータフォーマットで整理する方法を示した「被災宅地危険度判定結果の情報共有マニュアル」の2つのマニュアルをまとめました。
- 今後、本マニュアルをもとに、都道府県等からなる「被災宅地危険度判定連絡協議会」とも連携し、より迅速に効果的な被災宅地の危険度判定を実施します。

1. 2つのマニュアルの主なポイント

(1) 被災宅地危険度判定広域支援マニュアル（4つのポイント）

- ・広域に被災した場合には、国やURが広域支援の調整機能を担うこともあり得ることを明記
- ・地震発生後、直ちに被災宅地数を推計する方法を提示
- ・推計した被災宅地数から、必要な判定士の数を算出する方法を提示
- ・判定活動をどのエリアから着手すべきかの判断方法を提示

(2) 被災宅地危険度判定結果の情報共有マニュアル（2つのポイント）

- ・被災宅地危険度判定の結果を、汎用性あるGISのデータフォーマットでの整理方法を提示
- ・実際のデータフォーマットを示して、データ入力方法などの解説とフォーマットを添付


2. 策定方法


国土交通省が、平成29～30年度に、熊本県、仙台市、UR、(公益社団法人)全国宅地擁壁技術協会等からヒアリングなどを実施して策定した。

3. 今後の活用


本マニュアルを元にして、都道府県等からなる「被災宅地危険度判定連絡協議会」においても、マニュアルの周知や運用の課題などを検討しつつ、地震による広域の被災が発生した場合には、国と協議会とが連携して、迅速な被災宅地の危険度判定を実施します。


添付資料

[\(報道発表\) 広域支援及び情報共有マニュアルの策定](#) (PDF形式) 

[被災宅地危険度判定広域支援マニュアルの概要](#) (PDF形式) 

[被災宅地危険度判定結果の情報共有マニュアルの概要](#) (PDF形式) 

[被災宅地危険度判定広域支援マニュアル](#) (PDF形式) 

[被災宅地危険度判定結果の情報共有マニュアル](#) (PDF形式) 

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/toshi06_hh_000033.html

2. 建設業の働き方改革を進めるため、改正建設業法等の改正規定の一部を9月1日より施行します ～改正建設業法等の施行期日を定める政令を閣議決定～

建設業の働き方改革を進め、将来の担い手を確保するため「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」が先般の国会で成立したところ、一部の規定については令和元年9月1日から施行します。

1. 背景

第198回国会（常会）において成立した「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）は、一年六月以内で政令で定める日（技術検定関係（建設業法第二十七条等）を除く。）から、技術検定関係部分については二年以内で政令で定める日から施行することとされており、今般、施行期日を定める本政令を閣議決定いたしました。

2. 概要

令和元年9月1日から以下の規定が施行され、（1）については建設業従事者に、（2）については建設業者団体に対して新たに努力義務が課されることとなります。

（1）建設業従事者の責務の追加（建設業法第二十五条の二十七）

建設工事の従事者は、建設工事に関する自らの知識や技術又は技能の向上に努めることが求められます。

（2）建設業者団体等の責務の追加（建設業法第二十七条の四十）

建設業者団体は、災害の復旧工事の円滑かつ迅速な実施が図られるよう必要な措置を講ずるよう努めることが求められます。


（3）その他

- ・中央建設業審議会の審議事項の追加（建設業法第三十四条）
- ・公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針に定める事項の追加（入契法第十七条）

※ 上記以外の一年六月以内で政令で定める日から施行することとされている部分については、令和2年10月1日から施行されます。

※ 二年以内で政令で定める日から施行することとされている部分（技術検定関係）については、令和3年4月1日から施行されます。

添付資料

[報道発表資料](#)（PDF形式）


詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13_hh_000639.html

3. 「水害リスクライン」により身近な箇所の危険度が明らかに ～より身近な箇所の危険度を把握することで、防災行動を円滑化～

- 国土交通省では、災害の切迫感を分かりやすく伝える取組みの一つとして、上流から下流まで連続的に洪水の危険度が分かる「水害リスクライン」による水位情報の提供を開始します。
- 「水害リスクライン」は、概ね200m毎の水位の計算結果と堤防高との比較により、左右岸別に上流から下流まで連続的に洪水の危険度を表示することが可能となるシステムです。
- 6月中旬から10水系について市町村等向けに提供を開始していますが、9月11日より一般向けの提供サイトの運用を開始するとともに、対象水系を50水系に拡大します。
- なお、今後、順次対象水系を拡大し、本年度中を目途に、国が管理する全109水系で運用を開始する予定です。
- 併せて、河川水位の状況をSNSで共有、家族、知人などに危険を知らせることができ、シェアボタンを河川情報サイト「川の水位情報」に追加しました（9月3日）。

添付資料

[報道発表資料](#)（PDF形式）

[別紙](#)（PDF形式）

詳しくは国土交通省ホームページをご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo04_hh_000108.html

4. 「ダムの洪水調節機能と情報の充実にに向けた取組 ～令和元年8月までの出水におけるダムの洪水調節も総括～

国土交通省では、「異常豪雨の頻発化に備えたダムの洪水調節機能と情報の充実に向け」の提言（平成30年12月）を受けて、ダムに関するさまざまな取組を進めているところです。

提言後、最初の出水期を迎えており、現在の取組事例を紹介するとともに、今年もダムによる洪水調節を実施していることから、出水概要とあわせて、特に国土交通省所管ダムの事前放流※1や、利水ダムの治水協力※2の実施状況を8月末時点でとりまとめましたのでお知らせします。

※1 利水容量を有する多目的ダム等で、利水者の理解や協力等を得て事前に放流を行い、より多くの洪水に対応する容量を確保すること。

※2 本来治水を目的としない利水ダムで事前放流を行うことなどにより治水に活用すること

平成30年7月豪雨を踏まえて設置した検討会の提言「異常豪雨の頻発化に備えたダムの洪水調節機能と情報の充実に向けて」を受け、各ダムでは「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」で実施しているダム下流河川における浸水想定図等の作成や、住民説明会の実施、テレビ等のメディアと連携した情報提供などソフト対策を含めたさまざまな取組を実施しております。


提言で「直ちに対応すべきこと」として取り組んでいる事前放流や利水ダムでの治水協力も、国土交通省所管ダムでは51ダム、利水ダムでは7ダムで実施体制を整えるなど、推進しているところです。

平成31年1月～令和元年8月までで、国土交通省所管ダムでは、のべ447回の洪水調節を実施し、主要な出水では8月下旬の前線による出水（72ダムで洪水調節）をはじめ、ダムによる洪水調節が下流河川の水位を低減するなどの効果を発揮しています。

今後も国土交通省では、より効果的なダムの操作や有効活用に向け、具体的な取組を進めてまいります。

(参考)「異常豪雨の頻発化に備えたダムの洪水調節機能と情報の充実に向けて」(提言)
http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/chousetsu_kentoukai/pdf/teigen.pdf

添付資料

[報道発表資料](#) (PDF形式) 

[令和元年8月までのダムの取組と洪水調節状況](#) (PDF形式) 

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo04_hh_000109.html